

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【172】

2. 日時：令和4年5月13日 13時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全規制調整官、千明主任安全審査官、三浦主任安全審査官、服部（正）主任安全審査官、植木主任安全審査官、大野主任安全審査官、服部（靖）安全審査専門職、藤川安全審査官、谷口技術参与、山浦技術参与
技術基盤グループ 地震・津波研究部門
小林技術研究調査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他19名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	規制庁のハツリです。
0:00:06	ただいまから島根発電所、原子力発電所 2 号機、設工認について。
0:00:11	ヒアリングを開始いたします。
0:00:14	今日の議題は、
0:00:16	耐震設計の基本方針と、
0:00:18	耐震重要度分類になりますますがよろしいでしょうかどうぞ。
0:00:24	はい、中国電力原子力耐震グループの村上です。
0:00:29	はい。
0:00:29	はいはい長です。
0:00:33	規制庁の服部です。それでは本日の説明資料、説明資料の確認をお願いしますどうぞ。
0:00:44	はい。中国電力村上です。
0:00:47	では資料の確認をさせていただきます。今日資料はお配りする 8 点あると思います。資料番号、N-S 通他 127 ということで、
0:00:58	回答整理表のうち基本設計方針及び耐震設計の基本方針、
0:01:05	が、まず 1 点目。
0:01:07	これ資料番号 1 ということで、今回説明させていただきます。続きまして 2 点目として N-S 通のき 05 回 01。
0:01:16	こちら基本設計方針に関する説明資料ということでこちら資料番号の 2 ということでさせていただきます。
0:01:24	3 点目 N-S 数点、2-01-01 の改 01E ということで、こちら資料番号の 3 とさせていただきます。
0:01:34	N. 201 の 01 回 01 の日ということでこちら資料番号の 4 とさせていただきます。
0:01:42	続きまして 5 点目ですねこれ重要度分類関係の回答整理表になりますが N-S II のほか 103 ということでこちらの資料の 5 番目という
0:01:53	させていただきます。
0:01:55	続きまして 6 点目 N-S II. 2 の 001-04 回 015 と
0:02:01	こちらを資料番号 6 として、させていただきます。7 点目 NF II の. 2-001-04 回 01 の日、こちら資料の 7 点目。
0:02:13	最後 8 点目となりますが NS 方向、23-1 号、重大事故等対処設備の分類及び耐震設計の概要、これを資料 8 ということで説明させていただきます。資料の確認は以上になります。
0:02:27	規制庁の服部です。はい。資料の確認はできました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	それでは本日の資料説明の進め方について説明をお願いしますどうぞ。
0:02:40	中国電力、村上です。本日の資料の説明の仕方としましては、まずは最初の資料の一番から4番、
0:02:51	対基本請求方針及び耐震設計の基本方針に係る昆回答整理表を、
0:02:56	の説明を差し引き最初に行い、引き続いて
0:03:01	重要度分類関係のオカイトウ整理を進めるという形にさせていただきたいと思っております。回答につきましては1問1等ということで一文こちらからの回答をご説明した後に、
0:03:16	NRAさんからの
0:03:19	コメントをいただくという形で進めさしたい、させていただきたいと思っております。以上です。
0:03:25	規制庁の服部です。はい、わかりました。それでは資料をはじめ、説明を始めてくださいどうぞ。
0:03:33	中国電力村上です。
0:03:36	では資料一番ご確認ください。
0:03:40	こちらの、
0:03:41	回答。
0:03:43	いたします資料ですけどもまず、すいません一番の方ではなくてサイショ回答No.の2の方からご説明させていただきます。
0:03:53	こちら
0:03:56	指摘日が10月20日になりますけども、
0:04:00	コメント内容が重大事故等対処施設の耐震設計について重大事故に至る恐れがある事故に対処するための、
0:04:07	ところのコメントになります。甲斐こちらの回答といたしましては、上載常設重大事故緩和、説明有する機能を、過去重大事故に対するた三つの機能も含めた記載とするため修正しました、下線部参照ということで、
0:04:23	いうふうに記載しております資料でいきますと比較表の方見た方ラットがわかりやすいと思しますので資料でいうと、
0:04:33	資料ナンバーの2-152ページを見ていただいたらと思います。
0:04:42	こちらの黄色でハッチングしてある部分が中段の部分になりますけども
0:04:48	重大事故を、
0:04:51	になる恐れがある事項に対処するところを重大事故等に対処するというところで緩和と防止両方の機能に対してのカバーするような記載に修正させていただいております以上、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:03	コメントNo. について説明以上になります。
0:05:09	規制庁の服部です。それではただいまの説明に対して確認する点があればお願いします。
0:05:18	これについては結構です。規制庁のです結構です。
0:05:25	規制庁の服部です。それでは次お願いしますどうぞ。
0:05:30	中国電力村上ですが、次はNo. 3 の回答の方に、説明させていただきます。こちら、コメント内容が重大事故等対象施設の施設区分と設備分類について使い分けを明確に説明することという、
0:05:45	コメントをいただきまして回答としましては、設備分類は当該設備に要求される機能の違いを踏まえて分類されており、一方で施設区分は重大事故防止、
0:05:58	設備や常設重大事故緩和設備が設置された建物構築物含めて重大事故に対処するための施設として定義されている前提で使い分ける者として改めて周修正しましたという、
0:06:10	回答でして、当資料への反映箇所につきましてはこちらも写し。
0:06:15	こちらは等、
0:06:17	資料番号で今申しますと、4 番の比較表の方が見やすいかと思いますが、こちらの比較表の 4 番、3 ページ。
0:06:28	を見ていただきたいんですけども、
0:06:35	3 ページ目次のところですけども、3 ポツの耐震重要度分類。
0:06:41	及び重大事故等対処設備オオノを、昔は施設区分と書いてあったのを設備の分類、同じく 3 ポツ 2 の重大事故等対処施設の設備の分類と書いてあるところ、施設区分とか、
0:06:53	書いてあったところを、設備の分類というふうに
0:06:57	しております。パターンに修正させていただきます。はい。
0:07:02	その結果先行とほぼ同じ記載になってるかと思って、同じ記載になったと思われま。
0:07:08	以上です。
0:07:11	規制庁のハツリですそれでは、ただいまの説明に対して確認する点があればお願いしますどうぞ。
0:07:16	規制庁のです。この点も修正承知しました結構です。
0:07:23	規制庁の服部です。私から 1 点ちょっと確認します。
0:07:27	ということは、
0:07:29	施設区分という言葉はなくなってるということによろしいんでしょうかどうぞ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:40	それとも、使い分けているので、施設区分というのはどっかにまた出てくるんでしょうかどうぞ。
0:07:54	はい。中国電力の村上です。河内施設区分の表記に対しましては
0:08:01	当該の 6-2-1-1 の資料、資料で言いますと 3 番ですけども、こちらの方からは
0:08:08	原則消えていると思われませんが、
0:08:12	関連するこの基本設計方針類の後出てくる重要度分類の、
0:08:17	説明の方では、これは、
0:08:20	重大事故等中重要度分類の説明資料ところ、本日の説明資料にあるんですけど資料ナンバーの 6 ということで説明させていただきますけども、
0:08:30	こちらの方では重大事故等対象施設の施設区分といったような記載は、施設分という使い方の扱い方とかそういった定義は、使い分けて残っております。以上です。
0:08:43	規制庁の羽鳥ですはい。わかりました。私からは以上です。他になければ、
0:08:49	次お願いしますどうぞ。
0:09:03	中国電力村上です次回答No.の 4 で、ですけどもこちらにつきましてはすいません後日回答とさせていただきます。引き続きまして回答No. 5 ですけども、
0:09:15	線香等の負債額は設計方針についてはすべての部署について差異を生じるよう説明するというので、
0:09:22	紙回答ですけども先行プラントからの記載の変更理由は設計方針の相違箇所を実下線部による識別して記載するようにはしております、記載がないについては備考欄の通りだ理由の記載を拡充するようにはいたしました。
0:09:36	このたび資料で等を確認いただきたいんですけども、こちら、資料ナンバーの、
0:09:46	6、の資料 4 番の 7 ですかね、すいません、資料ナンバーの 4 の比較表だと例えば 26 ページ、6、
0:09:57	の方では、これまで
0:10:02	そういう理由の記載が、
0:10:05	していなかったものにつきましてちょっとこのたび期、
0:10:09	記載をするようにするなどしております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:14	また新たにコメントいただいて追記、もしくは我々自身が適正化したところについても差異が生じた場合には、理由を記載するように心がけております。以上です。
0:10:28	規制庁のハツリですはい。今回は、そういう点があっても、そういう理由が備考に書かれてないところがあったので、網羅転記に記載してくださいねと。
0:10:38	ということで、確認をしました。今の回答の通り、網羅的に記載理由を拡充していただいたということで、これは了としたいと思います。
0:10:52	よろしい。よろしいでしょうかどうぞ。
0:10:57	はい。中国電力村上です。
0:11:00	はい、了解しました。ありがとうございます。
0:11:04	規制庁は、
0:11:05	規制庁のハツリすでは次お願いしますどうぞ。
0:11:11	はい。続きましてコメントNo. の 6 になります。こちらコメント内容が地下水位低下設備の機能を考慮した設計方針について栄養圧力及び水圧に対するそれぞれの方針を説明すること。
0:11:26	そのコメントでして、
0:11:27	こちらにつきましては、コメント回答。
0:11:30	大戸。
0:11:32	による変更とともに
0:11:37	同じく資料 1 のめくってもらって 3 ページ 4 ページに工認記載。
0:11:46	適正化箇所の
0:11:48	適正化内容書いてある書類がお手元にあると思うんですけどこちらの、
0:11:53	8 番と、地下水関係ということで 8 番と 19 番に関連するものですのでまとめてご説明するという形になります。
0:12:02	主
0:12:05	まずこの適正化リストの 7 番と 8 番ですね資料 1-3 ページ、ページです。
0:12:11	こちらは、
0:12:19	資料番号の
0:12:22	2 番。
0:12:23	の、53 ページ。
0:12:25	イデ後、ご確認いただきたく思います。
0:12:34	右下に様式 7-5 条の 52 ページと書いてあるところの、
0:12:39	ところの文章になりまして、主要施設への地下水の影響、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:47	についてあるに記載を
0:12:52	しております、記載の修正を図っております。
0:13:01	セット、これは設置許可の本文をベースに地下水位低下設備を設立目的や耐震評価で期待する建物を明記し、
0:13:09	そして
0:13:11	した結果このような記載になっております。
0:13:14	このような記載とさせていただきたいと思っております、
0:13:22	こちら適正化のリストの方にも書いてございますけれども、
0:13:28	建物構築物を、及び
0:13:32	屋外重要構造物等への地下水の影響について新設地下水位低下設備の基準を考慮するのは建設時から地下水位低下設備の機能を考慮していた建物構築物に限定する方針を、
0:13:44	明確にしましたということで修正、適正化をさせていただいております。
0:13:53	こちらの方針を確認いただいた上での指摘事項 6 への回答ということをご説明になるんですけども、こちらは
0:14:02	資料ナンバーの
0:14:05	捻出点 2-01-01 の日なので資料ナンバー、サイショのイダ 4 番の方を見ていただきたい。
0:14:13	思ってますこちらの 42 ページ。
0:14:27	の
0:14:30	下から 5 行目のあたりぐらいになりますけども、
0:14:34	そちらにつきましてこちらではさらに、先ほどの大方針をさらに落ち込んだ落とし込んだ建物を構築図 2 個考慮する地下水の設計条件の考え方を記載しております、
0:14:47	おります。
0:14:54	ご説明以上になります。
0:14:58	規制庁のハトリですはいわかりました。コメント番号 6、
0:15:03	については、
0:15:05	前回、
0:15:07	先行では、
0:15:11	栄養圧力と水圧について両方書かれているんですけども島根については陽圧力についてしか書かれていないということで、水圧についてはどうなんですかということで、そこもきちんと記載してくださいということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:22	確認をしたということで、その点についても今回各記載をしていただいたということで、これは了としたいと思います。
0:15:30	適正化リスト等で方針をきちっと明確化したということなんですけれども、それに関して、
0:15:39	何か確認する点があればお願いします。
0:15:50	規制庁の三浦です。
0:15:52	今ご説明なられたのは4番の比較等、比較表の資料の42ページ。
0:15:59	ここに記載されているのは、
0:16:02	水圧は考慮しないけど、よう圧力に関しては、建設工認時の設計用圧力を考慮するという記載になってます。
0:16:12	それに対して、比較表、やっぱり資料4の、
0:16:17	10ページですか。
0:16:19	もう、
0:16:21	黄色の部分、これを見ると、
0:16:25	原子炉建屋等の建設時の設計において地下水位の低下設備の機能を考慮している建物構築物については、
0:16:35	地下水位低下設備の機能を考慮した設計地下水を設定し水圧による影響を考慮すると。
0:16:43	いうふうにしてます。ですから42ページでは水圧の影響を考慮しないと書いてて、10ページには考慮するということになってるんですが、
0:16:52	ここにちょっと違いがあると思うんですがいかがですか。
0:17:06	中国電力の落合です。
0:17:08	ここについては、先ほど資料の②番の基本設計方針の方で、水圧の影響を考慮するという大ファン層が大きな方針として記載させていただいておりました。
0:17:22	これについては設置許可の本文にも、水圧影響を考慮すると書いておりましたので、まず大きな方針としては、水圧の影響を考慮すると。
0:17:32	いうものになります。ですので、先ほどの資料の④番で言いますと10ページですね、ここにつきましては、まず大前提となる。
0:17:42	この耐震設計の基本方針の中の2.1の基本方針の中では、設置許可の本文と合わせた形で、地下水の影響については考慮すると。
0:17:54	いう、設置許可と同じ方針を書かさせていただいております。で、
0:17:58	後ろの42ページにいきますと、今度これは耐震計算の基本方針ということで、それぞれ具体的に建物構築物の耐震設計上考慮するときの条件として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:09	水圧の中身として、具体的な水圧については、先行と同じように考慮しないんですけども、よう圧力としては考慮すると。
0:18:19	ということで少し具体的に明確化したと、いうふうな位置付けで記載しております。説明は以上です。規制庁の瓜生です。非常にわかりにくい説明で、
0:18:31	最初の部分は、設計のときの議論で、基本的には地下水位低下設備を入れたものについての水圧は考慮しますと。
0:18:43	42 ページの方では、耐震設計の方針としては、
0:18:49	陽圧力のみ考慮します。
0:18:52	す、どういうことを言ってんですが水圧、あそうかそうか。水圧の内容圧力のみについて考慮するというふうに今聞こえたそういう理解でいいですか。
0:19:04	中国電力の落合です。その通りの理解で問題ありません。以上です。そうすれば、やっぱり 42 ページの方の表現を少し変えないと設計で書いてあるんで、水圧を考慮するということについてはもう、
0:19:16	そのままでいいと思うんですが 42 ページの方は、
0:19:20	基本的には、水圧、
0:19:23	水圧を考慮するん、水圧の打ちよう圧力についてはとか、
0:19:30	なんかそういうことになるんじゃないですか。
0:19:33	ここ今度超水圧が考慮するっていうのと水圧を考慮しないって言葉の矛盾がこれ出てきちゃってしまってるので、
0:19:41	少しそこをちょっと後、矛盾ないように言葉を考えていただくってことできないでしょうか。
0:19:50	中国電力の落合です。承知いたしました。ちょっと今先行に全く合わせた形に記載をし、逆にしましたので、ちょっとその水圧を考慮をする。
0:20:02	だけどそのするものとして、セキを圧力を考慮してるってことがですね少しわかるような形でちょっと、
0:20:08	ちょっと記載を見直したいと思います。以上です。今言ったように 10 ページの方のね、水圧に影響を考慮するってことと 42 ページの方がやっぱりこう繋がってないんですよ。
0:20:22	だから水圧の内容圧力のみを、
0:20:26	考慮するとか何とかってことにちょっとしとかないとおかしいのかなというふうに思いました。
0:20:31	それとあともう 1 点なんですけど、
0:20:34	これに水圧やっぱ絡んで見てみると、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:38	44 ページの、
0:20:40	屋外重要土木構造物、真ん中辺にありますよね。実際下線が引っ張られてる。
0:20:47	これについてはこれ多分液状のことを言っているの地下水設計地下水ってのはですね、これについても少し水圧に関して、
0:20:56	記述を加えておいたらいいかんと思うんですがいかがでしょうか。例えば、
0:21:00	せ設計を地下水に設定し、評価を行うこれは液状化のことで、
0:21:06	なお、水圧に関しては、考慮するというようなことを少し加えたらいかかと思うんですが、
0:21:15	いかがですか。
0:21:20	はい。中国電力の吉本です。今おっしゃられたように、屋外重要土木構造物のところで、水圧に対する記載、上段では書いてあるけれども具体的に落とし込んだところで、
0:21:31	抜けがありますのでそこについては追記をして、記載を見直そうと思います以上です。はい。
0:21:37	よろしくお願ひします。私から以上です。
0:21:42	規制庁のハットリです。今の点に関して、
0:21:47	追加で確認する点がある方お願ひしますどうぞ。
0:22:00	よろしいですか。
0:22:02	はい。では今の、
0:22:05	点についてはこれですとしたいと思います。
0:22:11	では次お願ひしますどうぞ。
0:22:15	はい。中国電力村上ですコメントNo. 7 の回答に移らせていただきます。
0:22:21	コメント内容が機能維持確認済み加速度等を超えないことを確認する、動的機器等について動的が要求されている機器に限定した記載としない理由を説明することということですが回答としましては、
0:22:36	こちらの資料の
0:22:41	4 番の比較表の方を見ていただいたと思うんですけどこちらの 7 ページになります。
0:22:51	回答の欄の通りですけども、こちらの記載につきまして再検討いたしましたところ様式 7 五条川ですけども、こちら同様の記載の趣旨がありました趣旨の記載がありまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:03	それに合わせる形での修正をすることが適当だと思いましたので修正をいたしました。
0:23:08	下線部参照と書いてあるんですけどもちょっと下線部が抜けております。申し訳ございません。
0:23:15	ここのうち、動的機能が要求される機器についてはというのを具体的に当間追記をして
0:23:24	しました。その結果先行とほぼ同じ記載になっているというところがございます。以上です。
0:23:35	規制庁のです。この修正特段、こちらから意見ありません。以上です。
0:23:45	規制庁の服部です。では次お願いしますどうぞ。
0:23:51	中国電力村上です。コメントNo. 8 の回答です。こちらにつきましては水平 2 方向及び鉛直方向の荷重の組み合わせの考慮について供試のあるBクラス施設も含まれていることがわかるようにということでした。
0:24:05	回答といたしましては共振の恐れがあるBクラス設備に対する弾性設計用地震動SDによる影響検討の際の水平 2 方向と鉛直方向の地震力を考慮することについては、
0:24:16	同じ資料の 2 番のになるんですけどもこちらの 2 ポツ 1 ポツ 1 の(1)次の章に
0:24:26	記載されておりますので、
0:24:29	記載を追記する等の反映はしないということ
0:24:38	考えております。以上です。
0:24:42	規制庁のハツリです。はい。それではただいまの説明に対して確認する点がある方お願いします。どうぞ。
0:24:47	規制庁のです。すいませんこの 2 ポツ 1 ポツ 1 ポツ(1)次で、何ページにありますか。
0:25:18	少々町か中国全部が少々お待ちください。
0:25:30	中国電力村上です。こちらは、
0:25:34	資料のお通し 157 ページになると思います。
0:25:54	少々お待ちください。
0:26:28	すいませんちょっと資料の種類が違って
0:26:33	ちょっと目が散って読みにくいんですが、
0:26:37	同じ流れのページなんでしたっけ同じ流れというのは、
0:26:51	NEATついて、
0:27:05	一つは、
0:27:31	すいません様式 7 条でいうとどこになりますかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:37	中国電力村上です。こちらの記載、
0:27:43	5 条の 12 に当たりますので様式 7 でいきますと、
0:27:50	9 ページにあるなります。
0:27:55	規制庁です。あ、わかりました。そっか。いいのか。
0:27:59	はい、わかりました。
0:28:02	高野からは結構です。
0:28:07	規制庁のハツリです他あればお願いします。
0:28:11	よろしいでしょうか。
0:28:12	では次お願いしますどうぞ。
0:28:16	はい。中国電力のムラカミですコメントNo.9 ですけどもこちらにつきましては後日回答とさせていただきます。続きましてコメント 10 になりますが、こちら
0:28:27	コメント内容が重大事故等対処設備の設備分類ごとに適用する地震力あげん許容限界等との関係を図示して説明するところということで、今回このご回答として、
0:28:39	資料を新たに作成し、N-S 方 023-15 ということで今回の資料でいうと 8 番と言っているものですけども、こちらに
0:28:49	内容をまとめております。
0:28:53	のでそちらをご確認いただきたいと思います。
0:28:59	こちらの資料ですけども、
0:29:07	4 枚ものになっておりまして、最初の 1 ページ、1 ページ番号でいうと 1 っていうところに
0:29:15	文章でこちらの趣旨、資料の趣旨を書かせていただいてそのうち、2 ページ目に図 1 ということで重大事故等対処設備の分類を書いている、
0:29:28	の 3 ページ目のところに、今、今今回のコメントに対応するための表 1 ということで、当時設計地震力と教育委員会についての関係、
0:29:41	外応答それぞれの設備分類に対する設計地震力と教育委員会の関係を整理しております。
0:29:50	こちらですけども設備分類として当社としては
0:30:00	常設の重大事故防止設備のうち常設耐震重要重大事故防止設備、A-2 で常設重大事故緩和設備 B-1 で常設重大事故、
0:30:11	防止設備、各設計基準拡張のうち、当該設備と複数、耐震重要度分類が S クラスのものという。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:19	いうものでそれぞれがいわゆるSA等で当間海心クラスというのは基本定義はされないだと思いますけども便宜上、注記 1 ということで、説明させておりますけども、
0:30:32	相当するようなSクラスということで、
0:30:35	クラスを変えていてその整理いきますと設計用地震力では基準地震動Ss地震力、
0:30:44	並びにこちらは
0:30:47	組み合わせんのによって採用するかどうかが変わるところでございますけども、弾性用設計を地震動SDによる地震力を考慮すべきものと、
0:30:58	ということで整理されていると思います。それに対して許容限界が設定されてまして、大まかに言うと重大事故等に対処するために、必要な機能が損なわれる恐れがない設計とするというのが、
0:31:10	限界の考え方であって、それが、それらがマーケ建物構築物や機器配管系土木構築物へそれぞれAと定義されている。
0:31:19	ということでこういった整理しております。
0:31:23	そ
0:31:26	これらの内容につきましては基本的には先ほどの基本設計方針、
0:31:31	の
0:31:33	等々を基本的には対応が図れるように記載をしております。
0:31:40	下のいわゆる設備分類のA-1 の、次続いている耐震クラスのBCというところ書いてあるところのオオノ行の
0:31:51	方になりますけどもこちらにつきましても、同様の考え方で整理していて、
0:31:58	所の案のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備、B-1 の常設重大事故防止設備括弧設計基準拡張のうち、当該設備が属する重要度分類がBかCクラスのもの。
0:32:15	に関しましては設計地震力は静的地震力と、
0:32:19	耐震クラスがB9Bクラスのものであれば、共振の恐れのある場合の、については弾性設計を地震動SDから定める入力地震動の進歩 2 分の 1 としたものによる地震力を考えるべきと。
0:32:31	ということです。
0:32:32	で、それに対する許容限界は概ね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とするたって、それらが建物構築物機械関係を、
0:32:44	構築物でそれぞれに影響限界の考え方を整理できるというところになるかと思えます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:51	回答以上になります。
0:32:56	規制庁のハトリですそれではただいまの説明に対して確認する点がある方お願いします。どうぞ。
0:33:04	規制庁チギラです。すいませんこの
0:33:07	耐震設計の基本方針の中の中を出したコメント。
0:33:14	に対応するのは、今、⑧の資料の3ページのところで地震力とか許容限界ってというのは、整理していただいて、これは、はい。この表についてはわかりました。
0:33:27	それで、その前の2ページのところのこの概念図についてはこれは、次のテーマの耐震重要度分類のところでもですね、ちょっと
0:33:38	コメントがありますので、
0:33:40	またちょっとそことあわせてですねちょっと確認をしたいなというふうに思いますので、
0:33:45	よろしくお願いします。
0:33:52	はい。
0:33:53	中部電力村上です。はい。おっしゃった、おっしゃられた通り本日の
0:33:59	コメント回答のうちの重要度分類側のコメントの
0:34:04	ナンバー、
0:34:06	3に対応するのがおっしゃる通り図1でございましてそちらでまた、ご説明ご確認をいただくということで、拝承でございます。
0:34:15	以上です。はい。
0:34:17	お願いします。
0:34:20	規制庁の服部です。他に。
0:34:23	確認する点がある方お願いします。
0:34:32	規制庁の山浦ですけど
0:34:35	2ページの
0:34:38	重大事故対処設備の、
0:34:41	床ろうD、
0:34:44	AとBっていうのがあって、
0:34:47	緑の方で
0:34:50	設計基準対象施設のうち重大事故に対処するための機能を有する設備、
0:34:58	もう一つ、NOピンクの方が、
0:35:01	重大事故発生時に機能を期待する設備ということで、
0:35:07	機能有する設備と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:10	機能を期待する設備という。
0:35:13	ちょっとつく、言葉の定義がわからないんですけど。
0:35:20	例えば緑の方は、機能を有するけど、
0:35:24	機能は期待しないということもないような気がするんですけど。
0:35:28	これ、どう、どういうことなんでしょうか。
0:35:31	それとまた後の方で説明していただけるんだったらそれでもいいんですけど、
0:35:36	ちょっと言葉の定義として何か、
0:35:39	明確じゃないなと思いますのでお伺いいたします。
0:35:45	中国電力のイタイガワです。
0:35:49	藤。
0:35:50	オカイトウのデータのちょうど
0:35:53	等、
0:35:54	重要度分類の方で回答をしようと考えておりますけどもう、
0:36:00	一応みんなグリーンで囲んだ衛星設備については、DBを兼ねる衛星ということで、
0:36:07	要は技術基準で要求されている設備を示しております。
0:36:13	ピンク色で囲んでるところは設計基準拡張でして、技術基準要求がないんですけども、
0:36:21	その設備の機能を期待して、
0:36:27	機能を期待している。
0:36:29	設備となります。
0:36:30	以上です。
0:36:34	はい。今、今のところははい、わかりました。
0:36:37	私からは以上です。
0:36:40	規制庁のハットリですはい
0:36:44	8番の資料2の中身についてはまた、次の耐震重要度分類のところで、また皆さん意見確認する点があると思いますのでそこで確認したいと思います。
0:36:55	それでは、次お願いしますどうぞ。
0:37:05	はい。
0:37:06	はい。
0:37:10	中国電力向井少々お待ちください。
0:37:15	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:17	中国電力、村上です。先ほど後に送ってしまっていた本、こちら耐震設計方針及び耐震設計の基本方針のコメントの一番、
0:37:29	につきましてご説明させていただきたいと思います。
0:37:34	コメントNo. 1 ですけどもコメント内容が基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値を上回る施設における設計方針について、基本設計方針記載することの考え方を整理した上で、
0:37:44	基本設計方針への記載の要因を検討するところということで、回答としては
0:37:49	こちらの北嶋の経営者、
0:37:52	に関しては 2000 分の 1 を回る場合においてもというのは記載をするようにいたしました。
0:38:00	紙資料についても反映をいたしました。
0:38:05	回答以上になります。
0:38:08	規制庁の服部です。それでは、ただいまの説明に対して確認する点がある方お願いしますどうぞ。
0:38:15	はい。
0:38:16	規制庁寺井です。
0:38:17	いいました基本設計方針にはこの、
0:38:21	資料の 2 番の 10 ページ。
0:38:24	2 書かれている内容というのはわかりました。あと様式 6 の方にはですね、追記されてるっていうのも確認しました。
0:38:34	それで 1 点確認ですけど、
0:38:37	資料の③。
0:38:39	書類の方にはこの内容が記載されていなくて、
0:38:45	例えば、③のですね、
0:38:49	ところの、
0:38:52	越冬
0:38:54	1 ページから、耐震設計の基本方針が始まって、それで、ずっとちょっといって行って、
0:39:01	この内容は、例えば、③の資料の 5 ページの、
0:39:07	ところ、
0:39:09	9 番とか 10 番とかこの辺りに、
0:39:13	書かれるべきなのかなと思うんですけど。
0:39:16	ここは、今後書かれるという理解でよろしいですか。
0:39:26	はい。中国電力の伊佐です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:28	こちらの
0:39:30	アクセス傾斜の記載に関しましては、5 ページの(14)
0:39:35	こちらに記載をしております。
0:39:39	耐震設計の基本方針というところで
0:39:43	傾斜を 2000 文章上回る設備としてちょっと 6 ページ目になりますが、
0:39:47	暴排逆T擁壁、これは設置許可で、
0:39:50	対象となりましたのでこちらについての
0:39:54	方針を、安全機能を損なわない方針として記載をさせていただいております。以上です。
0:40:00	規制庁値が
0:40:01	わかりました。失礼しましたここ 24 番に書いてあるということでは、理解しました。はい。
0:40:07	私から以上です。
0:40:10	規制庁のハツリです他にあればお願いします。
0:40:14	よろしいでしょうか。
0:40:17	それでは基本方針、基本設計方針及び耐震設計の基本方針についてはコメント回答については以上でよろしいでしょうかどうぞ。
0:40:31	中国電力村上です。はい。
0:40:34	はい。それで結構でございます。
0:40:37	規制庁の服部です。
0:40:39	適正化箇所についてはもうこれで特に説明するところもないということでよろしいでしょうかどうぞ。
0:40:51	中国電力村上で少々お待ちください。
0:40:59	じゃあ、
0:41:03	規制庁の配布電力、すみません、中国電力村上です。適正化箇所についてご説明したい点ございますので、ちょっと説明者の方、あります。
0:41:39	はい。中国電力のヨシツグでございます。
0:41:45	経過内容のNo.のですね、24 番と 27 番をあわせてご説明の方さしていただきたいと思えます。
0:41:59	資料 3 の資料、
0:42:02	3 番の資料、説明していただきまして 4 番の資料、
0:42:07	耐震設計方針の比較表の資料でございます。
0:42:17	はい。ページ番号は、その資料の 38 から 39 の、
0:42:22	ページに記載をさせていただいて、30、
0:42:26	9 ページの方で説明をさせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:35	衛藤郭 8 番貯水機能の維持というところ。
0:42:39	でございます。
0:42:43	ここにおきまして、
0:42:47	今回重大事項、
0:42:49	等に寄せ、
0:42:51	いろいろ市の冷却水設備を確保するための貯水機能と、
0:42:56	いうものをの設備について記載しております、
0:43:00	これにつきまして、追記、黄色で表現しております。
0:43:20	はい。それとあと 38 ページでございますけれども(7)通水機能のところ でございますが、
0:43:27	これにつきましては、
0:43:28	当初貯水機能というものも追求をして、書いておりましたが貯水機能と いうものを削除いたしまして、先ほどの(8)貯水機能の維持というもので 別立てをさせていただいております。以上でございます。
0:43:47	規制庁のハツリですそれでは今の説明に対して関連する確認事項が あればお願いします。
0:43:54	よろしいですか。
0:44:01	規制、規制庁の八田です。私から 1 点だけ確認させてください。
0:44:07	この女性機能の維持、
0:44:11	に対して、
0:44:13	例えば曲げについては限界ひずみ、
0:44:19	が教育委員会、
0:44:23	にするというふうに書いてあるんですけども、これは、
0:44:28	イメージ的には、今日限界限界ひずみというのは、土木マニュアルとか を見る等、
0:44:39	構造を維持するため名の狂言会。
0:44:45	という記載もあるので少し
0:44:49	土木マニュアルだと構造物が崩壊しないことを確認するための照査項 目、
0:44:55	と書いてあるところもあって少しピンとこなかったんですけども、
0:44:59	この許容限界については、
0:45:01	今日は限界ひずみについては、
0:45:06	どのように考えているか説明をお願いします

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:09	ただこれ記載の適正化を行ってくださいということではなくて、先行でも同じような記載がありますので、特にいけないということではなくてただ確認をしたいということで、
0:45:22	説明をお願いしたいんですがいかがでしょうかどうぞ。
0:45:28	はい。中国電力の吉本です。今羽鳥さんおっしゃられたように、土木マニュアルに、圧縮縁コンクリート限界ひずみという許容値がありまして、これについては構造物が崩壊しないことという、
0:45:41	評価基準値になってます。で、ここで書いてる貯水機能の維持については、今、この評価基準でAとしますという方針を書かせてもらっていて、
0:45:51	具体的なそのクライテリアについては、後段の奥重度構造物の補足説明資料等で記載があります。
0:46:00	考え方なんですけれども、ここでいう貯水機能については、概ね弾性にとどめることを、要求機能とすることを記載させていただく。後段の資料で記載しております、
0:46:14	限界ひずみというものは、コンクリート標準示方書、
0:46:18	等に記載されてます。コンクリートの、
0:46:22	限界ひずみ 2000 マイクロと出勤ひずみ 1720。
0:46:26	5 マイクロが、9 人のという考え方で記載をしております。以上です。
0:46:34	ハツリですはい。考え方確認できましたので、私からは以上です。他に確認する点があればお願いしますどうぞ。
0:46:43	規制庁の三浦です。ちょっと 38 ページ。
0:46:47	真ん中辺に屋外重要土木構造物の許容限界について記載されてるんですが、
0:46:57	これ先行のものと違って、コンクリートと鋼管を区別せずに皆さんになる場面会社になるかを特別に
0:47:04	個別に記載してますという理由が書いてあるんですが、これは何か理由。
0:47:09	具体的にこういうふうにしたという理由は何でしょうか。
0:47:19	はい。中国電力の吉本です。まず 1 点目の交換と床、RCの躯体を分けずに書いているというのは、島根においては鋼管ぐい、
0:47:29	2 で支持される土木構造物がないということで、記載が先行と違いますんで、もう 1 点は、
0:47:40	面内面外を分けて書いているっていう点ですけども、
0:47:44	こちらについても来週ですね、屋外重要土木構造物の補足説明資料の方でご説明させていただく予定ですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:53	都心までの箱型構造物において、水平 2 方向を検討する際に、面内ひずみについて検討するところとウダしてもらってますので
0:48:04	ここについて先行と違いがありますので、記載内容が違っております。
0:48:10	規制庁のミウラです。理由わかりました。
0:48:14	前半の交換を区別しないってのは、今、交換そのものが構造部材としてはないってご説明だったと思うんですが、この中に記載されてる降伏曲げモーメント、
0:48:26	っていう言葉については、これは交換のことを表してなくて、
0:48:31	鉄筋コンクリート製のことを表してるんですか。
0:48:36	はい。中国電力の吉本です。今おっしゃられた通りで、鋼管ぐいではなく、
0:48:41	RCの部材としての降伏曲げモーメントを記載させていただいて、
0:48:46	こちらについてはFLIPを用いた際に、Fφのモデルを非線形のはり要素として適用しますが、そのときに、ひずみの評価ができないので、
0:48:56	ひずみでの調査の大体のものとして、
0:49:03	フクマげモーメントというものを使うため、記載をしております。以上です。わかりました。次の曲げモーメントと曲げ耐力ってのは何を示します。
0:49:16	江藤。曲げた味すいません中国電力の吉本です。曲げ耐力については、島根の土木、
0:49:23	SAの土木構造物において、
0:49:26	直接寄贈のような版のものが有りますタンク基礎になるんですけども、こちらについての曲げの評価において、コンクリート標準示方書に記載の、
0:49:36	曲げの終局耐力、耐力による照査を行うことから、記載をさせていただいてます。以上です。
0:49:43	規制庁の三浦です。わかりました。これがすべてあれですね鉄筋コンクリート造に関する許容限界なんですね。
0:49:51	もしもそうだとするならば、どっかに鉄筋コンクリート構造部材、
0:49:58	能である鉄筋コンクリート部材の曲げについてとか、何か少し構造面入れといていただいた方が、先行との区別がつきやすくていいんですがいかがでしょうか。
0:50:10	はい。中国電力のヨシツグでございます。了解いたしました。
0:50:14	今回ちょっと先行と違いまして交換、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:17	部位のような構造がなく鉄筋コンクリート構造のものでございますので、それがわかるようにさせていただきたいと思います。
0:50:24	それと今回の事業で追加したのは先ほど、
0:50:27	吉本が申しした通り、
0:50:30	有効力解析をベースで考えるものもちょっと出てきておりますのでそういったことも考えまして今回追加をさせていただいております。以上でございます。
0:50:41	ミウラですわかりましたFLIP対応ってことですね。すいませんが鉄筋コンクリート造というような言葉が読めるようにお願いします。私からは以上です。
0:50:52	規制庁の服部です他にあればお願いします。どうぞ。
0:50:56	城戸チギラです。すいません。今の話にちょっとの下のるんですけど、
0:51:03	今この
0:51:04	ページで屋外重要土木構造物RCLしかないというお話だったんですけど、
0:51:12	そうなるそうですね、
0:51:16	ページめくって44ページから津波防護施設の話があって、対応法施設については、基本的には建物構築物とか機器配管とか土木、
0:51:30	それを参照しますっていう、そういう立て付けになっていて、水防施設っていうのは鋼管杭とかあるのでそれって支持機能があるんじゃないかなと思うんですけど、その、
0:51:43	整理については、
0:51:45	どう整理されてるんですか。
0:51:51	中国電力の清水です。はいおっしゃられた通りですね、津波防護施設のうち、防波壁等は鋼管杭支持のオカがございまして、
0:52:03	鋼管杭の調査、
0:52:05	も行いますので、記載では少しその辺りが足りていないということになりますので、申し訳ありません。
0:52:15	追記したいと思いつつ、追記させていただきたいと思います。以上です。
0:52:21	わかりました。追記される際は、あれですかね先ほど三浦が、
0:52:27	もう一通りコンクリートと交換等が決定、書かれるというそういうふうにご検討おければよろしいですか。
0:52:37	中国電力清水です。はい構成部材の交換、もしくは鉄筋コンクリート製そういった対象を明確にして記載するようにいたします。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:47	はい、わかりました。
0:52:50	スイモン。
0:52:52	規制庁の服部です。他にあればお願いします。
0:52:56	よろしいでしょうか。
0:52:59	中国電力側から適正化箇所について追加の説明があればお願いします すどうぞ。
0:53:05	はい。中国電力の畠です。追加でちょっとご説明したいことがございま す。
0:53:11	適正化リスト 4 ページのナンバー25 をご確認ください。
0:53:17	こちらですね、地震応答解析の基本方針のヒアリングの際に、
0:53:23	ご指摘いただいた点をですねちょっとこちらの方にも反映をしておいま す。
0:53:29	具体的には、原子炉建物の改造工事に伴う重量増加に、
0:53:34	予定建物等への影響があることが有意な場合はという、もともとそういう 記載にしておりましたけども、
0:53:42	先日の地震応答解析の基本方針のヒアリングの際に、有意な場合はと いうのは不要ではないかとご指摘いただきましたので、水平展開を図る 上でこの
0:53:54	耐震設計の基本方針の方にも反映させております。
0:53:58	具体的には、資料ナンバーでいきますと 4 番の比較表をご覧ください。
0:54:04	42 ページになります。
0:54:10	中ほどの黄色でハッチング、原子炉建物においてはと、記載されてお る、ありますところをご覧ください。こちらですね、もともと、
0:54:22	選考に
0:54:23	重量増加が優位な場合はという記載をしておりましたけども、それを削 除。
0:54:28	しまして、
0:54:29	していますと、あとは衛藤小の方と解析の基本方針の記載があって、
0:54:37	解析方法及び解析モデルについては、6-2-2-2、原子炉建物の石 本計算書の別紙に示すという記載を追加しております。
0:54:47	以上になります。
0:54:51	規制庁のハットリです。ただいまの説明に対して確認する点がある方お 願いします。
0:54:57	よろしいでしょうか。
0:54:58	はい。ではただいまの説明に対しては承知をいたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:02	次あればお願いしますどうぞ。
0:55:20	中国電力の村上です。
0:55:22	はい。こちらからは以上になります。
0:55:27	規制庁の服部です。はい。それでは回答に対しては今ので終了したいと思います。また最後に、資料全体については確認する点があればまた確認しますので、
0:55:38	引き続き耐震重要度分類の方の回答整理表の方の説明に移りたいと思います。よろしいでしょうかどうぞ。
0:55:48	中国電力村上です。了解しました。
0:55:52	規制庁の服部です。それでは説明を始めてくださいどうぞ。
0:55:57	中国電力の村上です。
0:55:59	それでは資料で、資料の5番ということで、耐震重要度分類の回答整理表についてご説明させていただきます。
0:56:08	まず、そのナンバー1になります。コメント内容が、
0:56:14	表2-2の設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類について関連配管等異なる耐震クラスで同一の名称を記載している場合にはそれぞれの耐震クラスが適用される範囲を明確にすることとの、
0:56:29	コメントいただきましたが、
0:56:31	我々回答といたしましては表2-2では申請設備の耐震重要度分類を整理して示すことを目的として、系統単位で関連配管を表記しています。
0:56:42	配管系の耐震重要度分類の詳細な範囲は主要設備リストにより、
0:56:49	お示ししていることもあることから、表2-2は現状のままとさせていただきます。以上です。
0:56:59	規制庁のハトリですそれではただいまの説明に対して確認する点がある方お願いします。どうぞ。
0:57:04	規制庁のS、この点は拝承ですこのままで結構です。
0:57:12	規制庁のハトリです他あればお願いします。
0:57:16	よろしいでしょうか。では次お願いしますどうぞ。
0:57:22	中国電力村上です。続きましてナンバー2の回答させていただきます。
0:57:27	コメントが表2-2、設計基準対象施設の申請設備耐震重要度分類について主蒸気活動隔離弁漏えい制御系等今回撤去する設備についても示す私立高等々のコメントに対しまして、
0:57:40	当社からは主蒸気隔離弁漏えい整形の除却に伴い表2-2の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:47	判例に、バツ印は撤去する設備というのを追記しました。また同じ表内の該当箇所へ主蒸気隔離弁漏えい制御系をチェックすることを追記しましたということで、
0:58:01	それぞれ
0:58:04	資料の 23 ページと 27 ページ。
0:58:07	2、黄色ハッチングで示しているところでございます。以上です。
0:58:15	規制庁のハットリですそれではただいまの説明に対して確認する点ある方お願いしますどうぞ。
0:58:20	規制庁SA該当承知しました。これで結構です以上です。
0:58:27	規制庁の服部です。他あればお願いします。
0:58:31	よろしいでしょうか。
0:58:32	では次お願いしますどうぞ。
0:58:35	中国電力村上ですコメント 3 番です。こちら先ほどオオノ、ちょっと耐震設計の基本方針の方でもお話が上がりましたことでコメント内容が、
0:58:47	設計基準対象施設設計基準対象施設を兼ねる重大事故等対象設備、常設重大事故防止設備、常設重大事故防止設備括弧設計基準拡張、常設重大事故緩和、
0:58:59	設備常設重大事故緩和設備括弧設計基準拡張の関係性について図式化する。
0:59:05	投入簡潔に説明すること。
0:59:07	して、回答は先ほどお示しているように資料 8 の
0:59:12	白ナンバー 8 の
0:59:15	資料の図 1 になります。
0:59:20	で、
0:59:23	こちらの図 1 ですが、
0:59:27	をご確認ください。
0:59:29	こちらの図 1 につきましてはそれぞれ設計基準対象施設等重大事故等対象設備という大くくりで二つあるんですけども、こちらがそれぞれ設置許可の基準規則に基づいて、
0:59:42	定義されている設備のご定義を持っておるということで等記載していて、その中で
0:59:53	重大事故等対象設備の中では、Aのところですが、設計基準対象施設を兼ねる重大事故等対象設備があって、A-1、
1:00:04	あとA-2に、期それぞれ防止と緩和という機能におきまして

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:27	もう設計基準対象施設DB施設日を有効性評価において、使っている ので、
1:02:38	これは背Ss基準要求ではないんだけど、SA設備にしますと、
1:02:46	ただ、基準要求のSA設備等、差別化を図るために、設計基準拡張、
1:02:54	という名称をつけてるんです。
1:02:57	というところ。ところが、
1:02:59	わかるような感じ形で、
1:03:02	例えば 6、
1:03:04	コメント回答 6 の回答にあるような言葉を載せれば、
1:03:09	わかりやすいのかなと思うんですけども。
1:03:11	ただこのまま、この言葉を載せると、資料としては、適正でないというこ とであれば、有効性評価のところの、
1:03:22	きちっとした定義をブレイクダウンするような形で、わかりやすく書いて いただいても結構なんですけれども、
1:03:29	そういうのも含めて、設計基準拡張とは何かということ、ここにわかり やすく、
1:03:36	どこかに記載していただくことはできますでしょうかどうぞ。
1:03:43	中国電力板谷様です。承知いたしました。
1:03:47	一応ですね、設計基準拡張の定義なんですけども、有効性評価の審査 ガイドの中 2、
1:03:55	故障想定した設備を除きまして、設備の機能を期待することの妥当性、
1:04:02	が示された場合にはその機能を期待できるという、
1:04:06	ことがありましてそれを設計基準拡張と呼んでおります。
1:04:12	なのでそこの辺をちょっとわかりやすく図 1 に、
1:04:16	資料 8 番の図 1 にちょっと、
1:04:19	一行ぐらいでちょっと加えたいと考えております。以上です。
1:04:26	はい。その有効性評価のところの要求のところそういうことが書かれ てるというのは、極端なこと言えばその有効性評価のところの資料を見 れば、
1:04:37	見に行くということで、理解できると思うんで、あんまり難しいことは書 かなくて、
1:04:44	簡単にわかりやすく書いていただきたいなっていうのは、
1:04:50	ちょっと、
1:04:53	こちらとしては既希望してるんですけどもいかがでしょうかどうぞ。
1:04:59	中国電力様です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:02	はい。ちょっとわかりやすい言葉で、
1:05:05	追記をしたいと思います以上です。
1:05:09	規制庁のハットリですはいわかりましたお願いします。
1:05:12	それでもう一つ3ページのところなんですけれども、
1:05:16	2ページのところにわあ、
1:05:18	重大事故。
1:05:20	常設重大事故緩和設備の設計基準拡張というのがありますよというのが書かれていて、
1:05:26	3ページのところにはその記載がないということで、部、
1:05:34	耐震設計方針の方からちょっとどこかちょっと忘れちゃったけどもどこかには、そういう設備が島根にはないんだよということで、理解をしていますので、わかりやすさの観点から、この3ページのところにも、
1:05:50	緩和の設計基準拡張がないということ、どこかについて注釈として記載していただくことはできますかどうぞ。
1:06:00	中国電力村上です。配車しました。
1:06:04	規制庁の服部ですはいわかりました私からは以上です。
1:06:08	では今の資料8について、確認する点がある方お願いしますどうぞ。
1:06:24	規制庁駅です。
1:06:27	今日資料8番に関してなんですけど、主にちょっと転載当初、
1:06:34	この記載に関してなんですけど、
1:06:38	当間市ペイジーのところにですねちょっと概要、
1:06:43	当初の概要っていう概要っていうのか前書きなのか、あれなんですけど、
1:06:49	ちょっと何、何の工認当初何に対する補足説明資料、どの図書に対する補足説明資料かっていうのを、
1:06:59	記載していただきたいんです。これは記念館記念の耐震関係。
1:07:06	の補足説明資料では、すべて紐づけのためにですね、
1:07:10	それを頭のところに記載してもらってるので、
1:07:14	それをお願いしてよろしいでしょうか。
1:07:19	中国電力村上です。拝承しました。
1:07:23	規制庁だけでお願いします。それと、先ほど、設計基準拡張について
1:07:31	のコメントがありましたけれども、
1:07:36	設計基準拡張について定義してる。
1:07:41	図書ですね有効性評価の図書、何ですかねその図書、図書を、この図書名をここにまず記載。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:51	引用していただきたいと思います。正確にはそちらの方の資料を見るってということになると思うんで、
1:07:59	図書委員をして欲しいのとあと、
1:08:03	設計基準拡張についてはですねわかりやすく、
1:08:08	記載してい。
1:08:10	説明していただくという、
1:08:13	ことに、そ、加えてですねちょっと例、例をちょっと一つでも追加、記載していただきたいんです。例えばある設備で、
1:08:24	これはDBの時にこういう機能があつて、
1:08:27	SAのときに、
1:08:29	こういう機能を期待するところ、こういうものであるという、例をですねちょっと一つ、何か記載していただけるとありがたいんですけど。
1:08:40	その点いかがでしょうか。
1:08:45	はい、中国電力タイガワです。承知いたしました。
1:08:50	条例を記載するのは避け基準拡張のみでよろしかったでしょうか。
1:08:56	規制庁植木です。す。そういう意味でいうと、一番わかりづらいのは設計基準拡張なんですけど、2 ページで言うと
1:09:05	設計、
1:09:07	の分類ですか設計基準対象設備を兼ねる、是正設備っていうのも、
1:09:14	これはそれほど複雑ではないのかなと思うんですけど、これも設備の例とその機能っていうのを、これの例をつけてもらう。
1:09:26	言いたいと思います。
1:09:33	中国電力タイガワです。はい、承知いたしました例のほうを記載させていただきます。
1:09:39	以上です。
1:09:41	社長ですはい。よろしく申し上げます。私からは以上です。
1:09:48	規制庁の服部です他にあればお願いしますどうぞ。
1:09:56	規制庁の山浦です。は、8 番野津一井なんですけども、
1:10:03	結局下の設計基準拡張施設という、
1:10:07	物能は私の理解なんですけど、
1:10:11	要は
1:10:13	重大事故に対処するための機能は雨夜要求されてないけども、
1:10:22	重大事故時に動作を期待する設備という。
1:10:26	ということで、
1:10:28	よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:32	はい。中国電力タイガワです。ご認識の通りです。
1:10:36	設計基準拡張設備っていうのはもうDB機能を、
1:10:42	をそのままSAでも使うということです。
1:10:47	了解社員は、DBを兼ねるSAっていうのは技術基準で要求あるので、
1:10:53	DBで冷却機能例えば冷却機能があるんですけど、
1:10:58	技術基準で、その冷却機能に何か付加した形で使うのを、
1:11:06	DBを兼ねるSA設備としております。以上です。
1:11:11	はい、わかりました。緑とピンクの違いというのは
1:11:16	機能要求があるかないかなので、それをちょっと何か、
1:11:21	地域でも何かちょっと書いてくれれば理解を助けると思いますので、その付近、ハットリさんのコメントもありましたのでよろしく願いいたします。私からは以上です。
1:11:35	はい中国電力タイガワです。はい。体裁の方をちょっと。
1:11:39	ええ。
1:11:40	検討したいと思います以上です。
1:11:44	規制庁の服部です。はい。
1:11:47	お願いします。今のヤマウラ。
1:11:50	その発言については私も同じことをここで見たときに思っていて、
1:11:54	機能を有すると期待するは何が違うんだろうなっていうのは、ちょっと疑問に思っていたところです。多分みんなそこが引っかかる。
1:12:04	でしょうね。
1:12:06	設計基準拡張とは何ぞやというのをわかりやすく書く中で、
1:12:13	それを読めばこの期待すると。
1:12:18	機能を有するというのが何かというのが、必然的には
1:12:22	わかるような、
1:12:24	その分、記載をするのか。
1:12:27	もしくはここの中身を少し変えるのか、
1:12:31	図1の中、記載を少し変えるのか、もしくはまた注釈をつけるのかちょっと、いろいろなやり方はあると思いますけれども、
1:12:42	機能を有するというのと、機能に期待するというのは何が違うのっていうのが、やっぱり、
1:12:51	わかるような形で、書ければなあと思っておりますがよろしいでしょうかどうぞ。
1:13:05	中国電力タイガワですはい承知いたしました。
1:13:08	今日補足します等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:11	今この図一位⑧の図 1 に書いてます。
1:13:16	機能を有するであると、機能を期待するっていう言葉は
1:13:21	もう機能を有するっていうのは技術基準そのままの言葉を持ってきて記載しております。
1:13:27	設計基準が区長の方の機能に期待するっていうのは、
1:13:32	ちょっと冒頭述べました
1:13:35	有効性評価の審査ガイドの方から、言葉を直接引用しています以上です。
1:13:41	規制庁の服部ですはい。わかりました。
1:13:44	他に。
1:13:46	この資料は特に資料 8 について確認する点がある方お願いします。
1:14:02	すいません規制庁のタダウチですけども、
1:14:08	先ほどから
1:14:11	図のBのカテゴリーは基準要求ではない、自主設備。
1:14:19	という話になっちゃってるんですかね。
1:14:24	中国電力イタイガワです。
1:14:26	実施設備ではなくてですね、単に技術基準の要求が、
1:14:33	今ないといいますか、直接予定がないものとなっております。以上です。
1:14:39	規制庁タダウチスズキつん直接要求がないものを
1:14:43	重大事故等対象設備って呼ぶっていうのは、どう、どういうことなのかなって基準許可の時にやったのかなと、これどうかちょっとわからないんですけども。
1:14:55	だって基準要求がなかったら別になくたって、究極のいいんでしょうみたいな話になったりしませんかね。
1:15:04	中国電力イタイガワです。
1:15:06	領域内の状況はないんですけども、その有効性評価の中で、
1:15:11	その節B、
1:15:13	そのまま機能喪失せずに、
1:15:17	テイルというところその機能に期待してですね。
1:15:21	SA事象、
1:15:26	クリアするということで、
1:15:29	衛生設備に続けております。
1:15:32	以上です。
1:15:34	規制庁多田です有効性評価の中で期待する設備として、これを使えばそういったものを、の機能を期待することによって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:45	防止したりとか緩和したりってところのものが幾らかでも、期待ができるんですよって話はその評価の中では理解できるんだけども、そもそも基準としての要求としてねこれ本当どうすんのかってというのは、
1:16:01	先行プラントの話とあって、
1:16:04	どうなったかかってというのは例えば柏崎の時の話とか東海第2の時の話とか、そういった話ってというのはどうなってますかね、御社としての認識は。
1:16:22	中国電力江田です。
1:16:24	先行審査プラント、東海第2あたり柏崎相場と女川ですね。
1:16:31	先行審査プラント、弊社、島根2号機、
1:16:36	SA設備の位置付けは、変わっておらず一緒でございます。以上です。
1:16:44	すいません規制庁タダウチ東海大日本と同じですか。
1:16:51	中国電力ウタガワです。失礼しました東海第2は設計基準拡張も受けず、製設備等、
1:16:58	位置付けておりました。失礼いたしました。
1:17:02	ということですよ。今回御社の方は、そういうところを踏まえてどういうふうに考えるのかなっていうと、
1:17:09	柏崎ん時と女川の時と同じって話をおっしゃりたいということによろしいですかね。
1:17:17	中国電力ウタガワウエスギニシカワの通りです。そうすると同じというのはいいんですけれどもかくかくしかじかこう理由で我々もこういう位置付けでこの設備を、
1:17:31	設計基準拡張施設拡張ということで位置付けてやりたいってことをご認識の上に今回使われてるっていう、そういうことじゃないんですかと僕は、そういうふうに認識をしているんですけども。
1:17:43	その上でさっきの質問とかいろいろ答えたりとか、いやそもそもその、
1:17:48	何だろう。
1:17:49	JB手製兼用してる設備だとかね、そんな話とのカテゴリーで最終的にはBIIの、
1:17:56	緩和設備拡張の緩和設備なんてないんですよなんて話にもなったときに、
1:18:01	どうなのかなっていうところはあるまずそもそも許可の時にこれ決着ついてるんだと思ってるんで、簡単に知らせてお答えいただければと思ってるんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:10	ちょっとそこら辺の整理も踏まえて先ほどハツトリとか、山田さんが言っているところあったと思いますんで、今回、事業中国電力として、
1:18:21	10と重大事故防止設備の設計基準拡張というものに対する定義っていうのをちゃんとしっかりと明確に書いていただきたいといったところがまず一つ。
1:18:33	それともう一つなんですけれども緩和設備ありませんじゃ逆にいうと防止設備ってのがありますよということこれちなみに防止設備って、具体例って、
1:18:43	1個か2行、教えてもらえますかね、この場で。
1:18:49	中国電力大和です。清家教授が区長の防止設備、
1:18:55	の例で見ますと、高圧炉心スプレイ系低圧炉心スプレイ系等がございます。
1:19:02	以上です。
1:19:04	あ、ごめんなさい、規制庁タダウチですけれども高圧炉心スプレイ系低圧炉心スプレイ系ってのはこれはあれ。
1:19:11	緩和設備なく防止設備ということの位置付けでいいんですか。
1:19:16	だっけ。ちょっとごめんなさい。
1:19:19	中国電力なんか注水系は緩和設備のような気がするんですが、炉心を
1:19:26	損傷させないための防止設備でございます。そうなってるんですけど、技術基準でいえば62条に該当いたします。
1:19:36	あと何か入れ物とかプールとかそういうのも入ってるんですけどこれ。
1:19:48	いよ容器とか、そういったものも含まれてんですけど。
1:19:53	中国電力タイガワです。
1:19:55	あと路線スプレーの
1:19:59	水源ですねサプレッション・チェンバも含まれます。以上です。
1:20:04	そうずっと宗はすいません規制庁たですかそれは拡張ではなくて県様の方の話と全く同じなんじゃない。
1:20:12	かなって気もするんですが、ここで使ってる拡張っていうのは、衛星条件ではちょっと使えないかもしれないけれどもってそういう意味を持ったりしてるんですかもしかして。
1:20:27	いや要はDB条件の中に生条件も包絡しちゃってるような感じだったら使えるから拡張なんて話で使ってますってそういう話になってますもしかして。
1:20:50	というところ言えばちょっとそこら辺も具体的なども先ほどですね、質問あったと思うんで具体例幾つか示しながらっていうのも、他の方の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	方からもね、出てたと思うんでそういったところもあわせてちゃんと説明をしていただくようお願いいたします以上です。
1:21:07	はい。中国電力アガワです。タダウチさんの意見、承知いたしましたきちんと整理してご説明したいと思います。以上です。
1:21:17	規制庁の服部です。他よろしいでしょうか。
1:21:20	よろしいですか。
1:21:23	はい。では、次お願いしますどうぞ。
1:21:27	はい。中国電力村上です。コメントNo. 4の方へ説明させてください。コメントが表の4-1について※域が
1:21:38	*1が付されている設備の波及的影響評価の考え方。
1:21:44	括弧間接支持構造物への波及的影響評価を実施するに対する※1が付されていない設備の波及的影響の評価の間隔説明することに対しまして、
1:21:54	こちらと資料の
1:21:59	6番、
1:22:01	ですね。はい、6番の52ページ5052ページで83ページになりますけれども、こちらの表のような1の注記※1について※1、内容を解説間接支持構造物のみの影響がある。
1:22:17	ものを指していることということで修文させていただいております。以上です。
1:22:24	規制庁の服部です。ただいまの説明に対して確認する点ある方お願いします。
1:22:30	規制庁吉良です。はい。ここに、これについてはこれで結構です。
1:22:35	以上です。
1:22:39	規制庁の服部です次お願いしますどうぞ。
1:22:42	はい。ごめん。中国電力、村上です。
1:22:45	5番の回答について説明します。
1:22:49	サイフォンブレイク配管について重大事故等対象施設だけではなく設計基準対象施設のSクラス設備分類されることを明確にすることとのコメントに対しまして、
1:23:00	弊社の回答はサイフォンブレイク配管は技術基準に関する規則第69条に基づき、食う重大事故等対象施設であり設計基準対象施設に該当しない。
1:23:12	ということを確認いたしました。
1:23:15	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:17	は規制庁です。本件承知しました。以上です。
1:23:23	よろしいですか。他よろしいですね。じゃあ次お願いしますどうぞ。
1:23:28	はい。中国電力村上です。コメントNo. 6です。非常用取水設備は230V系充電器括弧常陽等について重大事故等対処施設としての設備分類が、
1:23:41	常設重大事故緩和設備括弧設計基準拡張ではなく、設計基準対象施設を兼ねる常設重大事故緩和設備に分類される理由を説明することにしたしまして、
1:23:51	弊社の回答は記載している通り重大事故等対象設備設計基準拡張または重大事故緩和設備、括弧設計基準拡張は、設置許可基準規則の
1:24:03	各逐条要求に対するSA説明ではなく、有効性評価において機能を期待する設計基準対象施設という整理で、
1:24:12	例えば230V系100、230V系充電器、常陽については、
1:24:19	設置許可基準規則第70、第57条の要求に基づき可搬型直流電源設備として使用すること、使用する重大事故等対象設備として整理しているため重大事故等対象設備、設計基準拡張には該当していません。
1:24:35	以上です。
1:24:39	はい。規制庁のです。本件承知しました。この設計基準拡張については先ほどいろいろコメントがあった通りもう少し詳しく説明していただけるといことで理解しております。以上です。
1:24:55	規制庁のハツリです次お願いしますどうぞ。
1:24:59	中国電力村上ですコメントNo. 7にあります。車両型の完成施工図はどのようなものであるかその有無を明確にすること。
1:25:08	いたしまして先行プラントでは常設の重大事故等対象施設として車両型のガスタービン発電設備がある例が確認されております。一方島根2号機ではそのような
1:25:21	該当設備がない、ありません。以上です。
1:25:27	規制庁の服部です。確認する点があればお願いしますどうぞ。
1:25:35	規制庁の八田ですはい。わかりました。締めにはないということと理解をしました。で、方針の方では、す。
1:25:46	どこだったかな。
1:25:53	方針の方には記載をしている。
1:25:58	4番ですね、④番の、
1:26:02	38ページですね。
1:26:05	のところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:07	車両型の間接支持構造についてはこういう設計とするという方針を立てておいて、島根には、ないので、実際には
1:26:18	そういう設計はないということで理解をしましたが、よろしいでしょうかどうぞ。
1:26:25	中国電力村上です。その通りでございます。
1:26:29	以上です。規制庁の服部です。はい、わかりました。
1:26:34	それではコメントリストの方は以上ということになりますけれども、適正化箇所の方で説明するということがあればお願いしますどうぞ。
1:26:50	中国電力村上です。
1:26:54	基本的には記載を拡充したものと、あと誤記の修正になりますのでこちらから数あれで説明するものはございません。以上です。
1:27:06	規制庁の服部ですはい、わかりました。
1:27:09	それでは先ほどの基本方針のところと、
1:27:15	今の
1:27:16	耐震重要度分類のところですね、全体の資料として確認する点があればお願いしますどうぞ。
1:27:31	規制庁の千明です。すいません私から1点ちょっと確認させてください。資料はAと。
1:27:38	①の、
1:27:40	基本方針、
1:27:42	資料のですね。
1:27:43	3ページの、工認記載適正化課長のですね、ナンバー9、
1:27:52	D、
1:27:53	これ、補機海水系を重度分類の表の中に記載されていると、いうことで、そのところがですね。
1:28:05	次の資料の70。
1:28:07	ページですか。
1:28:14	のところで、
1:28:17	基本設計方針の前と後にですね黄色ハッチングで追記されているんですけど、
1:28:25	ちょっと確認なんですけど。
1:28:27	これは、今回、
1:28:30	追記したっていうのは、もともと書いてあったんですけど、
1:28:35	当間。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:37	記載が漏れていたものなのか、それとも新たに追加したものなのか、どちらか。
1:28:44	かっていうことをですねちょっと確認させてください。
1:28:52	中国電力ムラカミ少々お待ちください。
1:28:54	今回の記載はどう。
1:29:00	あんま書けない。
1:29:02	そう。
1:29:11	中国電力のクラムスです。今この海水系を記載を追加したこと自体は記載としては今回、明確化のために追加したものでございますけども、
1:29:21	設計の方針としては従前から耐震Sクラスという位置付けで設計しておりますので方針を変えたものではございません。はい。以上です。
1:29:31	わかりました。で、そういう意味ですと基本設計方針の左から2列目の、
1:29:39	後ですね今回、本購入の対象のところは、黄色でハッチングするわけですけど、この一番左の列のやつをですねこの書いたのがちょっとわからなかったんですけど。
1:29:52	これはもともとは書いてなかったけど、法人に書いてあったから今回変えたっていう、そういう理解でよろしいですか。
1:30:06	中国電力田川です。
1:30:10	基本設計方針、一番上の強制供試変更は真ん中調査供試変更ということで、
1:30:21	技術基準申請基準、変更前後で書き分けてまして、
1:30:28	この部分を変更前後で、変わらないということで同じものを張りつけております。以上です。
1:30:44	すいません。ちょっと、もう1回この前、前後のですね違いについても、もう1回ちょっと説明いただいでよろしいですか。
1:30:54	中国信田井川です。基本セキシイの変更。
1:30:59	前。
1:31:01	ていうのは、新規制基準上ん
1:31:04	より従前から適用されていた。
1:31:07	要求事項。
1:31:08	になります。変更後っていうのは新規制後2、適用された要求事項を書くことになってます。
1:31:17	この耐震重要度分類については、
1:31:19	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:21	現在より、
1:31:25	供給があったと。
1:31:31	この原子炉補機。
1:31:35	で、改正系については予定がありましたので変更。
1:31:39	前にも書いてますし変更後にも書いてあるという整理になります。以上です。
1:31:46	はい。
1:31:48	前
1:31:49	は
1:31:51	こちらの認識もそのような形だったんですけど、
1:31:54	整理すると、
1:32:00	前についても、
1:32:03	今回、改めて表の中に追加したと。
1:32:08	もともと法人の中に書いてあんだけど表の中に追加したのは今回、
1:32:14	理解したっていうことでよろしいですか。
1:32:20	はい。中国電力タイガワです。ご認識の通りです。以上です。
1:32:27	わかりました。
1:32:29	私から以上です。
1:32:38	規制庁植木です。
1:32:40	ちょっと今の件でも、再度、教えていただきたいんですけど、
1:32:49	資料2の7、70ページですかそうすると、この基本設計方針の括弧前 って一番左の欄ってのは特に、
1:33:02	何か図書になっているものではなくて、
1:33:05	実際にその設計、
1:33:08	設計というか協議会も含めてなんですけど、設計、
1:33:13	その内容、
1:33:14	方針を示してあるものであるということよろしいんですかね。例えば、
1:33:22	投信規制前でもこういう耐震重要度分類表ってのは、ある、ある、あ ったと思うんですけど、
1:33:29	図書ではないってことなんですか。
1:33:46	中国電力村上です。
1:33:51	おっしゃる通り重要度分類のこの他の表は、新規性の前から存在する ものです。
1:34:01	それで今回SAのご審議を伺った後に医療重度分類の表を更新をかけ ていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:13	その中で新規製の、
1:34:16	に、
1:34:19	その前の状態ん所、前の状態に考えると、
1:34:27	書くべきものは、例えば津波とかああいう、そういった新規性で盛り込まれて、
1:34:34	DB関係の設備を省い省いて、作ると、このような前前の表になりますということだと。
1:34:41	思ってます。
1:34:43	そうやって表を作ってます。以上です。
1:34:48	規制庁植木です。わかりました。
1:34:53	はい。
1:34:55	それ、
1:34:58	ですね。
1:35:01	ちょっと、
1:35:02	3、
1:35:03	ほど確認があるんですけど、②の資料の、
1:35:08	8 ページ。
1:35:14	ですね。
1:35:15	藤。
1:35:18	これ、適正化の変更の説明のところで確認すればよかったんですけど、ちょっと聞き忘れていたので
1:35:28	その
1:35:29	黄色ハッチングしたところで下の方ですねなお以下、
1:35:35	静的地震力は水平地震力と鉛直地震力が云々っていうのが、今回、追加、
1:35:43	されてると思うんですけど。
1:35:46	ちょっとホーム
1:35:49	これをここに入れることについて少し違和感があって、
1:35:57	もともどこっていうのは、
1:36:02	エスポーⅡの設備なのか或いはf1ぼつの設備の中の、
1:36:09	機器配管系だっけについて言ってるのかちょっと、船ですけど、
1:36:14	ここでもともと聞いたかったのは、SsとSDの評価の時に、
1:36:21	水平2方向と鉛直を、
1:36:25	も考慮してやりますという、
1:36:27	ことを言うために書いてあった記載だと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:32	ソールに関しては、何なんかにここに静的地震力の話。要は多分静的地震力は、
1:36:41	水平2方向は考慮しませんということ何か
1:36:46	言いたいんだと思うんですけど、何かここに入れる。
1:36:50	必要があるのかなっていうのがちょっと疑問に思ったんですけど、その点はいかがでしょう。
1:37:02	中国電力のクラムスです。今、このfポツが、衛藤屋外重要土木大津津波防護施設浸水防止設備云々かんぬんで
1:37:13	先ほどの静的地震力のところはその中の、
1:37:16	浸水防止設備のうち隔離弁ポンプ及び配管については、というところ
1:37:22	はい、SDによる入力またはSクラスの施設に適用する静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して弾性にとどまる範囲で耐える設計とすると書いておましてなお静的地震力ということでその部分について
1:37:36	今お話あったなお静的地震力というところを記載しております。これを記載しここにも入れた意図としましては、ではこの
1:37:46	津波関係のこの浸水防止設備以外の通常のSクラスについては、ということになりますと
1:37:52	直前の6ページの下のところから、ぼつ行で、Sクラスの施設。
1:37:58	ただし過去fポツのものを除くについては、というところでここに、
1:38:04	はい。先ほど除いてポツ以外の部分については同様の静的地震力は水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向でという記載をしておりましたので、ここでfポツを除いてしまっておりましたのでなので
1:38:17	fポツの方でも改めて同様の記載を変えたというところで、はい今は作成をしております。以上です。
1:38:26	規制庁沖です。6ページの
1:38:30	5以降のことですかSクラス施設。
1:38:35	ここで、
1:38:36	静的地震力、
1:38:38	御説明が、
1:38:42	こっちはクラムスですけど麻生のページ、すいませんはいすいませんはい、6ページのぼつ行のところ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:50	6 ページの一番下のところからなりますけどもSクラスの施設でカッコfポツに記載のもののうち津波防護施設浸水防止設備等を除くとしておりますのでここで
1:39:02	fポツ側のものを除いてしまっていますので、fポツの中でも改めて、はい先ほどの静的地震力の組み合わせ
1:39:10	水平鉛直不利な方向で組み合わせるというところを記載をしております。
1:39:14	以上です。
1:39:17	規制庁駅です。わかりました。
1:39:24	とそうすると3番の資料NO
1:39:30	基本方針の
1:39:33	4 ページ。
1:39:37	ですかね。ええ。
1:39:41	4 ページの下、
1:39:43	これは 6(6)項の一番最後のところ、
1:39:48	んですけど、ここは書いてない。
1:40:06	はい。中国電力のク라마スです。はい。確かにご指摘の通りこちらの耐震設計の基本方針の方では、記載ができておりませんので、
1:40:17	はい。改めて記載の要否含めてはい整理して、見直したいと思います。以上です。
1:40:25	規制庁池ですお願いしますそれ、
1:40:28	さらにですねちょっと今 4 ページのこのところって、
1:40:32	な長きってというのは何か改行されて水平 2 方向、
1:40:39	適切に組み合わせるものとするっていう、
1:40:43	ふうに書いてあってこれを読むと、水平 2 方向の話っていうのは、
1:40:51	独行全体に関わる話なのかなというふうに思ってそれで、静的地震力って多分その機器配管系のSクラス並み設計をする。
1:41:02	ということではい。
1:41:04	できたので、ちょっと何か今、
1:41:07	入れる前の前回までのこのなお書きの趣旨と何か違うような気がするんですけど、いかがでしょうか。
1:41:26	中国電力のク라마スです。ちょっと申し訳ございませんけどそのなお書きの趣旨が違うのではないかとこのところすみません、私が理解しきれなかったところがございますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:37	少しはい申し訳ございませんけども補足いただいてもよろしいでしょうか。
1:41:41	規制庁イケダすみません。
1:41:44	本ナオガキって、
1:41:49	必ずしも機器配管系ですね隔離弁とかそういうものに対して行ってる。
1:41:56	ものではなくて、
1:42:00	その上の方にある津波防護設備とか、土木構築、建物土木構築物も含めて、
1:42:08	この上の全体に対してなお、水平2方向を考慮するって言ってる。
1:42:27	はい、中国電力のクラムスです。はい補足ありがとうございました。はい今お話いただいた通り、背弧のなお書きについてはこの今の
1:42:37	はい。パラグラフといいますか殿。
1:42:39	全体を指してなおということをつけておりますので、はい、浸水防止設備のうち隔離弁等々に限定した記載ではなくて灰全体の動的地震力の組み合わせということで、
1:42:51	記載をしております。はいご認識の通りです。以上です。
1:42:56	そうすると、ここに静的地震力を入れる、入れ、入れるんですか。
1:43:07	先ほどの不利な方向で組み合わせるっていう話を、今こんな動き、
1:43:11	で書いてあるこのところに入れ、入れてしまうと。
1:43:16	何かおかしくないですか。
1:43:22	その中国電力田村です。ちょっと整理して、もう1回確認しますけども、一応なお書きより前で、考慮する地震力を、
1:43:31	全部書いてますと。
1:43:33	で、
1:43:34	で、なおの後は、考慮するとなった地震力の組み合わせ方を変えているということで、
1:43:41	だから、前で、静的地震力腔を考慮するって書いてるのはもう隔離弁ポンプ機何配管のみなので、その考慮するっていったものの、
1:43:51	組み合わせせん不利な方法に組み合わせるということで、
1:43:56	なお書きは、はい。組み合わせ方の全体にかけて書いてるということではおかしくないかなと今理解しております以上です。
1:44:06	規制庁日置です。
1:44:09	ちょっとよくわかんわからなくてそうすると、なお書きっていうのは別の会議をせずに、つ続けなきゃいけない、
1:44:20	そうすると

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:24	の方の設備っていうのは、水平 2 方向等、鉛直。
1:44:29	方向の組み合わせってこう考慮しないってことになる、なる、なりませんか。
1:44:37	そういうことにはならないんですが全体としては、動的地震力の場合
1:44:43	は、 水平 2 方向と鉛直を組み合わせますと、ただし、機器配管系の静的地震力を使う場合には、
1:44:55	不利な方向に組み合わせるという、
1:44:58	不利な方向とか日本国考えないってことだと思うんですけど、そういうことになる。
1:45:04	ですから、何かそうするとこの、なおの次に静的地震力入れちゃうと、何か、
1:45:10	すごくわかりづらく何に対するものに対して言ってるのかちょっとよくわからなくなって、
1:45:17	あると思うんですけど、ちょっと記載検討をお願いしたいんですけど。
1:45:25	はい。中国電力のクラムスです。現在の記載としましてこのなおの部分
1:45:36	が、どこまでの範囲にかかっているかということで申し上げますと、まず
1:45:46	3 ページの下の方から(6)で廃ずっと続いておりますけども、この(6)の
1:45:50	各パラグラフごとの記載。 それぞれの全体に対して一番最後でなお、
1:46:00	Ss-Dによる地震力は日本水平 2 方向鉛直方向について適切に組み合わせるとい
1:46:11	ことで記載をしておりますので、このなおより前のそれぞれの、 各記載の中でのSsなり、SDによる地震力全体に対して、それを適切に
1:46:22	組み合わせるといことで記載をしております。 はい。その上で先ほどの静的地震力の部分の記載がではここにいるの
1:46:23	ではないかとかですねちょっとそういったところは当社側でもはいもう一
1:46:28	度はいい整理して記載については見直したいと思います。 以上です。
1:46:32	規制庁イケダはい、よろしく申し上げます。 それから、
1:46:36	同じ資料②の
1:46:38	と、
1:46:49	69 ページをお願いします。 ここで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:52	黄色ハッチングのところですね波及影響で、取水槽ガントリークレーンが今回追加されているんですけど、
1:47:02	これは
1:47:04	補助設備のD、ディーゼル発電機及びその冷却系。
1:47:10	これに対する波及影響という理解でよろしいでしょうか。
1:47:18	中国電力の阪本です。
1:47:21	はい。ご認識の通りで、
1:47:24	医療用のディーゼル発電、
1:47:26	規制庁駅です。すみませんちょっと聞き聞こえないんですけど今、
1:47:38	中国電力の阪本です。
1:47:40	はい。申し訳ございません。ご認識の通り、非常用ディーゼルの冷却設備に対する、旧的影響設備としてガントリークレーンを記載しています。以上です。
1:47:53	規制庁日置です。わかりました。それは、60、例えば 68 ページの方で言うと、こちらも、
1:48:04	同じようにDGの冷却系が補助設備に
1:48:11	それに対して、ガントリークレーンは真ん中ほどに記載。
1:48:18	がありますので、それに対して 69 ページの方は、
1:48:24	ガントリークレーンが書いてなかったのも、
1:48:27	同様に記載しますという、
1:48:30	ことだと理解しました。それで、もう一つ質問は、
1:48:35	先ほど海水系の話がありましたけど、
1:48:42	今DGのDG及びその冷却系ポツ補助設備っていうのは、
1:48:50	海水系も含むっていう、
1:48:55	ことでよろしいんですか。
1:49:00	中国電力の阪本です。
1:49:02	はい。ご認識の通りで、ディーゼル発電設備の衛藤。
1:49:09	規制庁イデすみません、ちょっとマイク近づけてもらった方がいいかもしれないので、よろしくお願いします。
1:49:16	はい。申し訳ございません。ディーゼル発電設備の補助設備について海水系も含んでいますので、そこにガントリークレーンが含んできると。波及影響のガントリークレーンが含めて、ご認識で合っています。以上です。
1:49:31	規制庁池です。わかりました。そうするとですね例えば 70 ページの方は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:39	先ほどの話で、
1:49:43	減少期冷却海水系とか高圧炉心スプレイ系です下階付けを含むっていうことで明確化されてるんですけど、
1:49:52	DGのその冷却系っていうのは、
1:49:56	同じように
1:49:57	解析を含むっていう、
1:50:00	キソイ
1:50:01	なくてもいいんですかね 70 ページの方は上にその解析を含むっていうのがあるので、GTGの方も含むのかなっていうのは想像がつくんですけど。
1:50:14	69 ページの方は、DGの冷却系しかないので、
1:50:20	ここに解析が含まれるのかどうかっていうのが、
1:50:25	わからないような気がする、わかりにくいような気がするんですけど。
1:50:30	その点はいかがでしょうか。
1:50:43	中国電力の阪本です。
1:50:46	拝承いたしました。ディーゼル発電設備の方にも、海水系を含むという記載を追記しようと思います。以上です。
1:50:57	規制庁植木です。
1:50:59	それで、もう 1 件質問DGの冷却の海水系っていうのは、
1:51:07	ちょっと細かい話になりますけど原子炉補機冷却海水系を使う。
1:51:13	ということですか。
1:51:17	9 電力タムラです。ちょっと今の議論についてですけども、
1:51:23	DG医療用のDGは、冷却系、冷却水が必要なので、原子炉
1:51:30	等、
1:51:31	瓜生寛。
1:51:33	を使っております。なので、解析だけ書くと、ちょっと変な感じになりますし里道、
1:51:39	当社の認識としては、当間D2 で冷却系、
1:51:44	冷却水として冷却が必要なのは、前提、前提としてちょっとこの表を書かせていただいているので、
1:51:53	記載としてはこの記載とさせてもらいたいと思います以上です。
1:51:58	成長ウエキです。わかりました。ちょっとこの表にあまり細かいことをくどくど書く。
1:52:06	平均で、
1:52:07	のかもしれないので今のお話は了解しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:14	と、
1:52:17	180 ページ。
1:52:22	ですけど、
1:52:24	同じ②の資料の 180 ページ、
1:52:38	すいません、これちょっと記載だけなんですけど、この黄色ハッチングしたところですね備考欄東海第 2 棟の比較で、
1:52:48	2 行目あたりから、東海第 2 は、MARK-IIであり、
1:52:53	格納容器底部ライナーは、
1:52:56	コンクリートに、
1:52:57	接続されて、ちょっと接続されるっていうの言い方がいいのかなっていうのとあと、
1:53:05	どうしたの。
1:53:07	下から 4 行目ぐらいで島根 2 号機では、MARK-IもありCCV規格を適用しない。
1:53:13	石油記載なんですけど、
1:53:16	多分もうちょっと言うとMARK-Iであって 9、格納容器てぐらいな、
1:53:22	が、ないためっていうことかなと思うんですけど、それはそういう理解でよろしいでしょうか。
1:53:37	中国電力、中国電力の村上です。すいません。おっしゃる通りでして修正いたします。
1:53:45	サトウイケダはい、よろしくお願いします。
1:53:50	それから、
1:53:51	最後なんですけど、
1:53:54	ちょっと前に戻って②の資料の、
1:53:58	38 ページ。
1:54:25	規制庁イケダすみません、ちょっとそう。
1:54:28	の資料じゃないです。ちょっとお待ちください
1:54:58	失礼しました。大津
1:55:01	④の資料。
1:55:08	資料の、
1:55:12	18 ページ。
1:55:14	なんですけど、先ほど、コメント回答です
1:55:21	と車両車両型の間接支持構造物の話があったんですけど、下の
1:55:28	方の、
1:55:32	まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:34	なかったのは、
1:55:37	藤。
1:55:40	車、車、車両型設備等、車両型設備の間接支持構造物っていうのと、
1:55:47	車両型の間接支持構造物っていう違いがちょっとよくわからなくて、
1:55:55	ここで
1:55:56	出る車両型の間接支持構造物っていうのは、
1:56:01	さっき説明されたように、車両、車両に乗ってるんだけど、
1:56:07	それを
1:56:09	常設の固定にして、
1:56:14	使ってルーもの。
1:56:18	ここで言う車両型の間接支持構造物っていう理解でよろしいんでしょうか。
1:56:40	中国電力村上です。その通りです。
1:56:45	規制庁駅ですわかりました。それで、
1:56:50	島根ではそういうものはありませんということなんですけどそれで、一方ですね
1:56:56	車両がたの、設備、
1:57:01	間接支持構造物っていうのは、新たに何か定義して、これ先行プラン。
1:57:08	後から、
1:57:09	と同じなんですけど、
1:57:11	車両の確かな、2台か何か、それを、
1:57:17	間接支持構造物。
1:57:20	というふうに定義して、評価してると思うんですけど、それとはまた違うっていうことなんですかね。
1:57:31	それと、
1:57:33	同じイド。
1:57:35	そもそもちょっとよくわかんなかったのは、ここで転倒評価とか実施することで、間接支持機能、
1:57:43	維持する。
1:57:45	できる設計とするっていうふうになってるんです。ですけどこれってまさに車両型の設備の評価のことを言っていて、
1:57:57	どこ常設常設にしたものに対する、ここは説明ではないと思うんですけど、ちょっとそうすると何かちょっとごちゃごちゃの、
1:58:07	よくわかんなくなってきたんですけど、その辺、
1:58:10	ご説明していただけますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:18	中国電力のクラムスです。ここの記載の意図しているものとしましてはこの車両、島根 2 号でこの車両型の間接支持構造物。
1:58:29	ていうのはまずはい。ちょっと言葉は、先行プラントさんと比べますと、
1:58:36	設備という部分があるかないかというところで、違いますけども基本的には同じものを指して同じイトウで記載をしております。
1:58:46	ですので、先行プラントさんの事例でいきますと、
1:58:51	車の上に乗ったようなタイプのガスタービン等を使われている事例もあるように、認識をしておりますのでそういったものが仮にあれば、ここの記載に該当するものということになりますけども、
1:59:04	島根 2 号機の場合におきましてはその常設の、
1:59:07	常設のSA施設と位置付けられるものとしてはそういった車両に積載したようなタイプのものはないということを先ほどはご説明したところです。
1:59:19	はい。以上です。
1:59:22	規制庁池です。わかりました。そうするとここは本当の可搬の車両型のことは言わなくて、
1:59:30	常設。
1:59:32	西。
1:59:33	常設のSs-D。
1:59:36	のことを言ってるという。
1:59:39	ことで理解
1:59:40	をお願いしました。
1:59:54	あと転倒評価っていうのはちょっと来んと、本当にそうなのかなって。
2:00:00	ところ、固定しちゃってるんで、
2:00:04	普通の強度評価と同じ評価をやってるのかなという気もするんですけど、
2:00:11	所趣旨はわかりました。私からは以上です。
2:00:18	規制庁の服部です。
2:00:20	他、全体を通して確認する点があればお願いします。
2:00:24	よろしい。
2:00:30	規制庁タダウチすみませんさっきちょっと私が言った中で 1 個、一つだけちょっと訂正していくのが緩和設備カーの防止設備課で、
2:00:41	注水は緩和じゃないかと、すみませんDBの方のPSMSとちょっと取り違えたところもあるんでそこはすみませんおっしゃる通りだと思っんでちょっと訂正します。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:52	その上で、先ほどの件については、多分前、その前にのあれから資料についてる表の方のところから幾つか拾ってもらって多分やってもらおう、もらうんじゃないかなと思うんですけども。
2:01:09	その日は改めて見ても、なんかおんなじような、同じ設備がもう幾つも明記されて出てくるような形にはなってるんで、
2:01:18	当然植木さんなんかも当然具体的な例でちゃんと示してくれて話があると思うんで、改めてそっちの方はしっかりやっていただきますようお願いいたします。以上です。
2:01:29	中国電力タイガワです。承知いたしました。
2:01:36	規制庁の服部です。ほか、全体を通して確認する点がある方おられればお願いします。
2:01:42	よろしいでしょうか。
2:01:45	はい。
2:01:46	それでは中国電力側から追加で説明することがあればお願いしますどうぞ。
2:01:55	中国電力村上です。追加の説明ございません。以上です。
2:02:01	規制庁のハツリですはい、わかりました。
2:02:03	それでは、一応確認したいところについてはすべて確認できたということで理解をしましたのでよろしいです。規制庁はよろしいですね。よろしいですね。
2:02:18	中国電力はもうよろしいでしょうかどうぞ。
2:02:25	いいですかはい中国電力村上です。はい。結構でございます。以上です。
2:02:30	規制庁の服部ですはい。わかりました。それでは本日のヒアリングを終了いたします。どうもありがとうございました。
2:02:39	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。